

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第574号)

平成21年2月13日

横 情 審 答 申 第 574 号

平 成 21 年 2 月 13 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮
問について（答申）

平成20年8月19日市市情第624号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「異議申立ての対象行政文書（12件）」及び「教育委員会による、申立人とのや
り取りの経緯の記録」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「異議申立ての対象行政文書（12件）」及び「教育委員会による、申立人とのやり取りの経緯の記録」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「答申542号本文および「審ギ会の経過」欄に記載されているすべての文書」の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成20年5月30日付で行った「異議申立ての対象行政文書（12件）」及び「教育委員会による、申立人とのやり取りの経緯の記録」の個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件処分は、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件請求については、個人情報本人開示請求書の記載から、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の答申第542号に記載されているすべての文書が請求対象であると解し、当該答申に記載されているすべての文書として、次の文書を特定した。このうち、アからウまでの文書については開示することと決定し、エ及びオの文書については非開示の決定をした。

ア 平成20年1月11日付教健第1906号による諮問のうち、平成19年10月3日付異議申立書

イ 平成19年10月25日付教健第1407号「異議申立書に係る説明について」

ウ 平成19年12月3日付教健第1630号「異議申立書に係る補正について（通知）」

エ 異議申立ての対象行政文書（12件）（以下「文書1」という。）

オ 教育委員会による、申立人とのやり取りの経緯の記録（以下「文書2」という。）

- (2) 文書1については、審査会において、答申第542号に係る諮問案件の審議上の

必要のため、当該諮問案件の実施機関である横浜市教育委員会から写しを取得しており、現在も当実施機関において保管している。しかし、文書1に本件の本人開示請求者に係る個人情報に記載されていない。したがって、文書1に係る保有個人情報（以下「本件個人情報1」という。）を保有していないため非開示とした。

- (3) 文書2は、答申第542号において、当該諮問案件の実施機関（横浜市教育委員会）の説明の要旨として、「なお、申立人とのやり取りの経緯は記録を残しているが、・・・」と記載されている。しかし、この記載部分は、実施機関が答申第542号に係る諮問案件の経緯についてそのような趣旨の説明をしたという部分に過ぎず、文書2については、審議上、特に入手する必要もないことから、審査会において取得していない。したがって、文書2に係る保有個人情報（以下「本件個人情報2」という。本件個人情報1及び本件個人情報2を総称して、以下「本件個人情報」という。）を保有していないため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) すべて開示せよ。
- (2) 答申第542号は、開示請求者の当事者情報である。したがって「保有していない」との理由は虚偽理由である。
- (3) 審査会は当事者情報を審議する場であり、当事者情報なくして審議できないから答申が存在する以上、当事者情報は存在するはずである。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

本件個人情報は、審査会答申第542号に記載されている文書のうち文書1及び文書2に記録された申立人の個人情報である。

(2) 本件個人情報1の不存在について

ア 実施機関は、文書1を保有しているが、そこに申立人の個人情報が含まれていないことから、本件個人情報1について非開示としている。

イ 個人情報保護条例第56条により適用される横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第24条第1項では、「審査会は、

必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。」とされている。

同項の趣旨から、審査会に提示された文書を審査会の事務局として保有する実施機関に対しても開示を求めることはできないと解すべきであり、文書1は答申第542号の審査において当該案件の実施機関であった横浜市教育委員会から開示決定等に係る行政文書として審査会に提出され、実施機関が審査会の事務局として保有している文書であるから、上記の規定により何人も文書1の開示を求めることはできないものと解される。

したがって、実施機関が本件個人情報1を非開示とした決定は、結論において妥当である。

(3) 本件個人情報2の不存在について

ア 実施機関は、文書2については審議上特に入手する必要がなく、審査会として取得しておらず、申立人に係る個人情報を保有していないことから、本件個人情報2について非開示としている。

イ 文書2は、答申第542号に係る事情聴取において実施機関である横浜市教育委員会が当該案件の異議申立書の補正に関する説明の中で言及したと同答申には記載されているが、同答申の審査会の判断を示した部分では文書2について論じられていないことから、審査会の審議上入手する必要がなかったので文書2を取得しておらず本件個人情報2を保有していないという実施機関の説明に不合理な点は認められない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年8月19日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成20年8月22日 (第64回第三部会) 平成20年8月26日 (第132回第二部会) 平成20年8月28日 (第130回第一部会)	・諮問の報告
平成20年10月24日 (第136回第二部会)	・審議
平成20年11月14日 (第137回第二部会)	・審議
平成20年11月28日 (第138回第二部会)	・審議
平成20年12月12日 (第139回第二部会)	・審議
平成21年1月9日 (第140回第二部会)	・審議
平成21年1月23日 (第141回第二部会)	・審議